

平成29年5月10日

答申第776号

1 再検討の求めに至る経緯

視聴者より、「NHKとNHK交響楽団の管理責任と関係について」として、①「N響は非営利団体か営利団体なのか、助成金の14億円があっても黒字扱いにできるのか」、②「N響はNHKの専属楽団なのか。専属でないなら民放での放送活動も可能なのか」、③「事業目的の放送・公開演奏とは具体的にどういう公演なのか。他の主要楽団の演奏会とはどう違うのか。事業目的の「交響管弦楽」だけではすべてのジャンルが聴きたいニーズに対応できず文化的使命は果たせていないが、それにはどう応えるのか」に係る文書の開示の求めがあった。

NHKは、③のうち「事業目的の放送・公開演奏とは具体的にどういう公演なのか」に係る文書は開示したが、その余についてはいずれも文書が存在せず開示することができないとした。

なお、「NHKとNHK交響楽団の関係」については、NHK交響楽団のホームページにおける「財団概要」を情報提供した。

これに対して、視聴者から再検討の求めがあった。

当該視聴者からは、「NHKはN響を、旧放送法9条2項1号（昭和63年改正前）や現放送法20条2項6号を根拠にした放送での編成において、どの程度の支援、分量（放送番組）を与えることができるのか（業務遂行責任の範囲）」に係る文書の開示の求めもあったが、NHK情報公開規程第3条1項1号（別表1）のエ「放送番組の編成または開発を行う目的で作成または取得した文書」にあたるため、開示の求めの対象外として取り扱った。

2 NHKの見解の要旨

再検討の求めの文書はいずれも存在せず開示することができない。

なお、NHK交響楽団は公益財団法人に認定されている非営利団体であり、また、「NHKの専属楽団」ではなく、NHK以外の番組に出演することも可能である。

3 審議委員会の判断

再検討の求めの文書はいずれも存在しないと認められ、不開示としたNHKの取り扱いは妥当である。

4 審議の経過

平成29年5月10日（第249回審議委員会）

第789号諮問、審議、答申